

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和3年5月28日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
調査本部 チーフエコノミスト
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授
(◎は会長)

2 議事

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」について

3 審議会の意見等

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」については、適当である。

(猪口会長)

現在の感染状況と感染力の強い変異型のウイルスの脅威、医療提供体制を考慮すれば、都内全域に令和3年6月1日(火曜日)0時から6月20日(日曜日)24時まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民向けには日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請、事業者向けには施設の使用停止の要請(休業の要請)、施設の使用制限の要請(営業時間短縮の要請)、催物(イベント等)の開催制限をすることは適と考えます。

(太田委員)

緊急事態宣言の延長に伴う措置については適切と考える。

これまでの厳しい措置が奏功し、東京都の新規陽性者数は減少に転じているが、減少ペースは年末年始の第3波と比べて極めて緩やかなものにとどまっている。それだけ今般流行している変異株の感染力が強いということであり、現時点で緊急事態宣言の延長は妥当な判断である。

そうした中、感染抑え込みに相応の効果が認められる酒類・カラオケサービス等を提供する飲食店への休業要請は継続すべきと考える。事業者の方には相当の負担

をお願いすることになるが、感染力の強い変異株を抑え込み、日常を早期に取り戻すためにも、必要な措置とご理解いただきたい。また、多くの事業者が休業要請・酒類等の提供禁止にご協力いただく一方、そうした要請に従っていただけない事業者も少なくない。その結果、事業者間で不公平感が生じ、ご協力いただいた事業者の方が不満を募らせる一因となっている。こうした不公平感を和らげ、ひいては緊急事態措置の実効性を維持する観点から、「要請」に従わない事業者に対する「命令」の発出など、厳格かつ機動的な制度の運用が求められるだろう。

人流抑制の必要性について異論の余地はないが、プロ野球などのスポーツイベントは条件付きで開催を認める一方、百貨店には休業要請するというのは、都民にとってややわかりづらい面があった。また、百貨店の取引先のすそ野は広く、休業要請に伴う経済的な影響も小さくはない。人流抑制の効果を見極めつつ、経済的な損失を極力抑えることができるよう、各施設が担う機能と感染リスクを踏まえたきめ細かい対応が必要で、今回の措置は、そうした点に配慮したものと認識している。

(大曲委員)

今回の第4波は、伝播性の高い変異株によるものであり、非常に広がりやすく、前回の緊急事態宣言で行った対策よりも強い対策が必要と想定されてきました。実際に、更に強い対策がこれまで行われているわけですが、実効再生産数も、やっと1を切った程度であり、効果の発現にも大変に時間がかかっています。よって、今の程度の強い対策を行うことで、やっと抑え込みが出来ているかどうかというところ です。

まだ十分に効果は出ておりませんし、既に人流が増加していることを考慮しますと、ここで対策を緩めると、一気に新規陽性者数が反転増加し、数週以内に医療は逼迫し、結果的に多くの重症者と死者を出してしまう可能性が高いと考えます。よって、対策の緩和はしてはならず、緊急事態宣言は当然に継続が必要と考えます。また、今回の対策が効果を示すには時間がかかるため、1ヶ月以上の延長が必要と考えます。

今回の対策のポイントは人流を抑えることにあります。この点を都としても強くコミュニケーションをして頂きたい、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(紙子委員)

<措置案に対する意見>

都民に対する要請内容は、適切である。

ただ、児童生徒、子どもの長期にわたる学校活動の制限のため、心身の発達や教育の面では懸念もある。学校施設を利用した校庭開放や部活動を一律に中止すると、わざわざ遠い場所へ移動して運動部の練習をしているという実態も見られるそう

である。

混雑する場所や時間を避けての行動の実現のためには、一律の校庭開放停止、公園利用停止など、画一的な対応ではなく、近隣の生活圏内で子どもが運動や課外活動ができるような配慮も必要である。

事業者に対する措置は、適切と考える。劇場と映画館の施設区分等は、感染リスクの面でも集客人数の面でも、なかなか明確にし難いところがあり、同様の規模基準とすることは理解が得られやすいと思われる。

商業施設の平日・土日の区別についても、有識者の各先生の意見に照らし、適切な措置であると考えます。

(濱田委員)

・総合的意見

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」の実施に異議はない。

・東京都の流行状況と緊急事態措置の必要性

東京都は、2021年4月25日に緊急事態措置を発動し、その後、新規感染者数は減少傾向にある。しかし、政府の流行ステージ分類では未だにステージ4の項目も多く、医療機関の逼迫状態も続いている。さらに、今回の第4波流行が感染力の強い英国由来株によることを考えると、緊急事態措置の延長は必要と考える。

・緊急事態措置の内容に関する要望

1) 期間および数値目標

期間を6月20日までとすることは妥当であるが、数値目標も設定していただきたい。目標としては、ステージ分類で全ての項目がステージ3以下になることが最低条件と考える。6月20日以前にこの目標に達した場合は、早期の措置解除や緩和も検討いただきたい。

2) 飲食店などへの休業要請

酒類を提供する飲食店への休業要請は、今回の延長にあたっても必要な措置と考える。ただし、この要請に応じた事業者には迅速な補償を行うとともに、要請に応じない事業者には命令や罰則を行えるよう、十分な監視体制をとっていただきたい。

3) 商業施設などへの休業要請

大規模商業施設などの休業要請を土日に限定し、平日は時短営業を要請するという措置には賛成する。

4) インド由来株への備え

現在流行中の英国由来株よりさらに感染力の強いインド由来株が都内で検出されており、その割合が増加傾向にある。今後、インド由来株が都内でさらに増加する場合は、緊急事態措置を強化するなどの見直しも必要である。